



神奈川県

政策局自治振興部市町村課

令和3年度 神奈川県
市町村公共施設概要

令和5年2月

目 次

○ 資料の手引き	1	10 上水道等	23
○ 令和3年度市町村公共施設状況調査結果		11 下水道等	23
1 国勢調査	18	12 児童福祉施設	27
2 住民基本台帳登録人口	18	13 老人福祉施設	27
3 地域指定等の状況	19	14 保護施設	28
4 道路	20	15 幼稚園・認定こども園	28
5 公園	20	16 その他施設	29
6 公営住宅等	22	17 集会施設（市町村立）	33
7 農業施設	22	18 公有財産（土地）	33
8 林業施設	22	19 公有財産（建物）	37
9 廃棄物処理施設	22	20 基金	41

○ 資料の手引き（総務省作成 令和3年度市町村公共施設状況調査作成要領）

1 調査の目的

市町村における公共施設の現況を把握して、住民福祉の向上と市町村の能率的な行政に資するための資料を作成することを目的とするものである。

2 調査対象団体

令和4年3月31日現在の市町村（一部事務組合、特別区を含む。）

したがって、令和4年4月1日以降合併が行われた場合には、合併後の団体において、合併前の団体分について作成して報告すること。

3 調査時点

後記の各項目において示している調査時点による。

4 調査範囲

- (1) この調査は、当該団体が所有し、又は管理している公共施設等のうち、原則として、普通会計に属するものを対象とするが、一部の事項については、公営企業会計に属するものも含まれるものである。
- (2) それぞれの調査表において、市町村の区域内において当該市町村以外のものが設置し管理しているものについての調査項目を設けている施設については、後記の各調査表の「作成要領及び注意事項」において指定する範囲内において調査するものである。
- (3) 次に掲げる施設に係る一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること。（ただし、老人福祉施設に係る65歳以上の人口は按分しないこと。）

この場合関係市町村間において十分打合せを行い入力数字が重複しないように特に留意すること。なお、次に掲げる施設以外の施設について一部事務組合を設立しているものがあれば、「市町村立」として扱い、入力に当たっては一部事務組合の事務所所在地市町村が一括入力すること。（したがって該当欄のない場合は入力の必要はない。）ただし、廃棄物処理施設については、構成市町村ごとにそれぞれ実数を入力すること。

ア 上水道等、下水道等

イ 児童福祉施設、老人福祉施設

なお、アの施設については、組合按分分は市町村分に含めて入力すること。（上水道等については、「一部事務組合」の欄に入力すること。）

イの施設については、組合按分分を外書きして入力すること。したがって、当該市町村が管理している施設分の数値には、組合按分分の数値を含めないこと。

5 作成要領及び注意事項

はじめに、本書においては、無用の加除を避けるため当該調査年度を『令和n年度』と表記している。

すなわち、令和3年度調査においては次のとおりとなるので留意されたい。

令和n年度・・・・・・・・令和3年度

令和(n-1)年度・・・・・・・・令和2年度

令和(n+1)年度・・・・・・・・令和4年度

(1) 調査表の太線の枠内の数値は、次の事項に留意の上、所定の欄に漏れなく入力すること。

ア 該当のない項目の欄は空欄とし、-、0、……等を入力しないこと。

イ 計数は、単位及び桁数の誤りがないように注意して入力すること。

ウ 計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、表示単位まで入力すること。

ただし、児童福祉施設、老人福祉施設の一部事務組合施設について、按分した数値を組合按分分の欄に入力するときは、小数点第1位まで入力すること。この場合、整数で按分されたときも小数点第1位まで入力すること（例 12→12.0）。

(2) 組合按分法（例）

ア 上水道等、下水道等

(ア) A、B、Cの3団体で下水道組合を設立し、終末処理場5箇所を設置している場合

A…………2箇所	5箇所を3団体で除し、表示単位未満を四捨五入すると3団体とも2箇所ずつとなり、合算したものが実数に合致しなくなるため1団体については表示未満を切り捨てる。
B…………2箇所	
C…………1箇所	

(イ) A、Bの2団体で終末処理場1箇所を設置している場合

A…………1箇所（上記と同じ按分法をとるために、1団体は0になる。）

B

イ 児童福祉施設、老人福祉施設

(ア) A、B、Cの3団体で保育所を1箇所設置している場合

A…………0.3箇所 3団体の数値を合計したものは、必ず実数に合うこと。したがって

B…………0.3箇所 合算した数値の小数点以下第1位は必ず0でなくてはならない。

C…………0.4箇所

(イ) A、Bの2団体で保育所2箇所を設置している場合

A……………1.0箇所 按分した結果、整数の数値となるが、この場合は必ず.0をつけること。

B……………1.0箇所

(3) 組合の按分結果は、市区町村担当課において別添様式による按分結果表を作成し、提出すること。

なお、県分の合計は必ず整数になるようにすること。

(4) 各施設の「専任職員数」には、当該施設に勤務することを本務とする職員数（管理・運営を委託している場合の委託先の職員を含む。）を入力するものであり、常時本庁に勤務していながら施設の事務を行う職員や当該施設以外の施設等に常時勤務していて当該施設の長を兼務している職員等は含めないこと。なお、常時勤務を要する職以外の者で、常時勤務を要する職について定められている勤務時間以上勤務することと定められており、その勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続き12箇月を超えるものを含めること。

なお、指定管理者制度を導入している施設の職員についても、この条件を満たしていれば、専任職員として計上すること。

【項目別事項】

1 国勢調査人口等（調査表 01 表）

国勢調査の人口、産業大分類別就業者総数及び産業就業者数については、令和（n+1）年3月31日現在における市町村の区域に係る数値を入力すること。

なお、国勢調査年月日以降廃置分合又は境界変更が行われたことにより人口が異動する場合にあっては、地方自治法施行令第177条第1項の規定によって都道府県知事の告示した人口を入力すること。

2 住民基本台帳登録人口（調査表 01 表）

令和4年1月26日付総務省自治行政局住民制度課事務連絡「住民基本台帳関係年報について（依頼）」に対して回答した、令和（n+1）年1月1日現在の人口を入力すること。

3 地域指定等の状況（調査表 01 表）

「地域指定等の状況」欄には、下記に掲げる各地域の指定の有無の状況を調査するものであり、令和（n+1）年3月31日現在において指定されている場合（旧新産業都市、旧工業整備特別地域については平成13年3月31日現在、旧産炭地域については平成13年11月12日現在において指定され

ていた場合)には数値欄に「1」を入力することとし、指定されていない場合には空欄とすること。

- (1) 旧新産業都市……………新産業都市建設促進法等を廃止する法律による廃止前の新産業都市建設促進法第3条第2項又は第4条第1項の規定により指定された区域の市町村
- (2) 旧工業整備特別地域……………新産業都市建設促進法等を廃止する法律による廃止前の工業整備特別地域整備促進法第2条第1項の規定により指定された地域の市町村
- (3) 低開発地域……………低開発地域工業開発促進法第2条第1項の規定により指定された区域の市町村
- (4) 旧産炭地域……………失効前の産炭地域振興臨時措置法第6条及び失効前の産炭地域振興臨時措置法施行令第2条の規定により同政令別表第2に掲げられた地域の市町村
- (5) 山村振興地域……………山村振興法第7条第1項の規定により指定された地域を管轄する市町村
- (6) 首都圏……………首都圏整備法第2条第3項及び同法施行令第2条、同法第24条第1項又は第25条第1項の規定により指定された区域を管轄する市町村（既成市街地、近郊整備地帯、都市開発区域のいずれかに指定されている場合は「1」を入力すること。）
- (7) 近畿圏……………近畿圏整備法第2条第3項及び同法施行令第1条、同法第11条第1項、第12条第1項又は第14条第1項の規定により指定された区域を管轄する市町村（既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域、保全区域のいずれかに指定されている場合には「1」を入力すること。また、重複して指定されている場合にも「1」を入力すること。）
- (8) 中部圏……………中部圏開発整備法第13条第1項、第14条第1項又は第16条第1項の規定により指定された区域を管轄する市町村（都市整備区域、都市開発区域、保全区域のいずれかに指定されている場合には「1」を入力すること。また、重複して指定されている場合にも「1」を入力すること。）
- (9) 過疎地域……………過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条、第3条及び第44条の規定により公示された市町村

4 道路（調査表 02 表）

- (1) 調査時点 令和（n+1）年4月1日現在
- (2) 「道路」には、道路法第8条の規定により市町村長が認定し、同法第16条の規定により市町村が管理する道路について入力すること。
ただし、道路法第48条の13第1項の「自転車専用道路」、同条第2項の「自転車歩行者専用道路」及び同条第3項の「歩行者専用道路」は含めないこと。
なお、指定都市にあつては、道路法第17条第1項の規定により、当該市が管理する当該市の区域内に存する都道府県道について、別に都道府県分調査表 01 表（道路）を作成すること。

- (3) 「実延長」には、道路法第 18 条第 2 項の規定による供用開始の公示がなされている道路の延長のうち、上級の道路の路線に重複している部分、渡船施設の部分及び有料道路に係る部分の延長を除き、トンネル、橋りょう（横断歩道橋及び地下横断歩道は除く。）に係る延長を含んだものを入力すること。また、ダブルウェイについては両方の延長、面積を入力すること（道路施設現況調査の調査要領とは異なるので留意すること。）。
- (4) 「面積」には、「実延長」に係る道路の敷地面積（道路法施行規則第 4 条の 2 第 3 項第 8 号の規定によるもの。）を入力すること。
- (5) 市町村の境界にまたがる橋りょうに係る道路の延長については、道路台帳に基づき、境界により分け、それぞれの団体において入力すること。
- (6) 入力に当たっては、道路台帳及び国土交通省の「道路施設現況調査」（令和 4 年 4 月 1 日現在）を参考にすること。

5 公園（調査表 03 表）

- (1) 調査時点 令和（n + 1）年 3 月 31 日現在
- (2) 「都市公園等（都市計画区域内）」の「市町村立公園」には、都市計画区域内における「都市公園」（都市公園法第 2 条第 1 項の規定により市町村が設置し、管理している都市公園（街区公園、近隣公園、運動公園、河川敷緑地等）。）及び同区域内における都市公園以外の公園で、市町村が設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものについて入力すること。児童福祉法第 40 条の規定に基づく児童厚生施設である児童遊園及び自然公園法第 2 条第 1 項の規定に基づく自然公園は含めないこと。
- (3) 「その他の公園（都市計画区域外）」の「市町村立公園」には、都市計画区域外における都市公園及び同区域外における都市公園以外の公園で、市町村が設置し、管理している施設で、公園としての実態を備え、一般の利用に供しているものについて入力すること。児童福祉法第 40 条の規定に基づく児童厚生施設である児童遊園及び自然公園法第 2 条第 1 項の規定に基づく自然公園は含めないこと。
- (4) 令和（n + 1）年 3 月 31 日現在工事が完了し、近く公園として開設予定のものも含むものであること。
- (5) 「市町村立公園」には、市町村が設置している公園について入力すること。ただし、都道府県、民間等に管理を委託しているものは含み、都道府県から委託されているものを除く。
- (6) 「市町村立以外」には、国、都道府県、公団等が設置している公園について入力すること。ただし、市町村、民間等に管理を委託しているものは含み、市町村から委託されているものを除く。
- (7) 複数の市町村にまたがっている公園については、「箇所数」は、当該団体間の協議によりいずれか 1 つの団体において入力することとし、「面積」は、当該市町村の区域内に存する公園の面積を入力すること。
- (8) 入力に当たっては、地方自治法施行令第 166 条第 2 項に規定する財産に関する調書及び国土交通省の「令和 3 年度末都市公園等整備現況調査」を参考にすること。

6 公営住宅等（調査表 04 表）

- (1) 調査時点 令和（n + 1）年 3 月 31 日現在
- (2) 次に掲げる公営住宅、改良住宅及び単独住宅について市町村が管理しているものを入力すること。したがって、調査日現在空家であっても市町村が管理しているものは含め、分譲に係るものは除くこと。
 - ア 公営住宅 公営住宅法第 2 条第 2 号の規定による公営住宅をいう。
 - イ 改良住宅 住宅地区改良法第 2 条第 6 項の規定による改良住宅をいう。
 - ウ 単独住宅 公営住宅及び改良住宅以外の住宅で、市町村が一般住民に賃貸するために建設したものをいう。
なお、市町村が単独事業として建設した住宅以外の住宅も含むので留意すること。
- (3) 入力に当たっては、国土交通省の「令和 3 年度公営住宅管理に関する実態調査」を参考にすること。

7 農道延長（調査表 07 表）

- (1) 調査時点 令和（n + 1）年 3 月 31 日現在
- (2) 「農道延長」には、市町村が管理している農道（不特定多数の農業者が利用し、かつ、農耕用の耕運機等が運行可能な（1.8m）以上の農道とし、特定個人の利用している、いわゆる畦道は除く。）について入力し、市町村が設置した農道であっても、土地改良区、農業協同組合、財産区等、市町村以外のものが管理している農道については含めない。
- (3) 農道を市町村道として認定しているものについては、この調査から除くこと。

8 林道延長（調査表 07 表）

- (1) 調査時点 令和（n + 1）年 3 月 31 日現在
- (2) 「林道延長」には、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通達）第 4 条に規定する林道について入力すること。
- (3) 市町村が管理（林道規程第 2 章参照）している林道（併用林道を含み、森林鉄道及び索道は除くこと。）を入力し、市町村が設置した林道であっても、国・都道府県、森林開発公団、森林組合等、市町村以外の者が管理している林道は含めない。
- (4) 林道を市町村道として認定しているものについては、この調査から除くこと。

9 廃棄物処理施設（調査表 07 表）

- (1) 調査時点 令和（n + 1）年 3 月 31 日現在
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市町村（委託分、許可業者分を含む。）が一般廃棄物の処理を実施する区域に係る人口その他

の事項について入力すること。

- (3) 「処理人口」には、実際に収集を行っている住民基本台帳登録人口を入力すること。
- (4) 「年間総収集量」には、収集について、市町村の直営分のみならず、委託方式がとられていれば当該委託分を、また、許可業者方式がとられていれば当該許可業者分をそれぞれ含めて入力すること。
なお、地方公共団体、許可業者、委託業者等以外の者が処理場等に運搬したのものについても、総収集量に含めること。
- (5) 「処理人口」及び「年間総収集量」には、し尿浄化槽による処理後の汚泥及びごみの焼却処理後の残灰等を更に収集処理した分について含めずに入力すること。
- (6) 入力に当たっては、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」を参考にすること。
- (7) 一部事務組合設立市町村については、「処理人口」及び「年間総収集量」とも関係市町村毎にその数値を計上すること。

10 給水人口（調査表 08 表）

- (1) 調査時点 令和（ $n + 1$ ）年 3 月 31 日現在
- (2) 次に掲げる施設について入力すること。
 - ア 「簡易水道」とは、水道法第 7 条第 1 項の事業計画書における給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の水道をいう。
 - イ 「飲料水供給施設」とは、上記の「簡易水道」、上水道（水道法第 7 条第 1 項の事業計画書における給水人口が 5,001 人以上の水道。広域簡易水道は上水道に含める。）及び専用水道（寄宿舎、社宅、療養所、団地等における自家用の水道、その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって 101 人以上の者にその居住に必要な水を供給するもの又はその水道施設の一日最大給水量が政令で定める基準を超えるもので、他の水道から水の供給を受けないもの）以外のもので、100 人以下を給水人口として居住に必要な水を供給する施設のうち、自己水源によるものをいう。
- (3) 「給水人口」は、令和（ $n + 1$ ）年 3 月 31 日現在における住民基本台帳登録人口のうち現に給水をしている人口を入力すること。
- (4) 「一部事務組合」については、「水道用水供給事業」を除き、直接給水を行っているもののみについて当該市町村の按分数値を入力すること（この場合、整数で入力すること。）。
- (5) 他の市町村の施設から給水を受けている場合（一部事務組合の場合を除く。）の「給水人口」は、施設を設置せず他の市町村の施設から給水を受けている場合についても、当該市町村に係る給水人口を入力すること。したがって、給水施設を設置し、その施設から他の市町村へ給水している市町村については、他の市町村に係る給水人口は除くこと。
- (6) 一部事務組合の按分について
 - ア 一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること。

この場合、関係市町村間において十分打合せを行い、入力数字が重複しないように特に留意すること。

イ 組合按分は、一部事務組合の欄に入力すること。

- (7) この調査表の作成に当たっては、「令和3年度地方公営企業決算状況調査」及び厚生労働省の「令和3年度水道統計調査」（令和（n+1）年3月31日現在）を参考にすること。

11 下水道等（調査表 09 表）

(1) 調査時点 令和（n+1）年3月31日現在

(2) この調査表の人口については、令和（n+1）年3月31日現在における住民基本台帳登録人口のうち、調査項目に該当する人口を入力すること。

(3) 公共下水道・都市下水路

ア 「公共下水道」とは、下水道法第2条第3号に規定する公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）及び下水道法施行令第24条の2第1項第1号に規定する特定公共下水道を、「都市下水路」とは、同法同条第5号に規定する都市下水路（都市下水路の指定を予定しているものを含む。）をいう。

イ 一部事務組合によるものも含めて入力すること（この場合、整数で入力すること。）。

ウ 「現在排水人口」には、供用を開始している排水区域（下水道法第2条第7号に定める公共下水道により下水を排除することができる地域で、同法第9条第1項の規定により公示された区域）内の人口を入力すること。

エ 「計画」欄の入力は次の方法によること。

I 「排水区域面積」……それぞれ次の面積を合算した面積を入力すること。

公共下水道

(i) 供用を開始しているものについては、公共下水道台帳に記載された排水区域の面積

(ii) 供用を開始していないものについては、「公共下水道事業計画書」の「予定処理区域調書」及び「流域関連公共下水道事業計画書」の「予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書」に記載された予定処理区域の面積

都市下水路

(i) 供用を開始しているものについては、都市下水路台帳に記載された排水区域の面積

(ii) 都市下水路として指定は行っていないが指定が予定されている下水道で、都市計画事業として事業が施行されているものについては、事業計画書に記載された予定排水面積、また都市計画事業以外のものについては、これに準じて算出した面積

II 「終末処理場数」及び「処理区域面積」……それぞれ次の数及び面積を合算して入力すること。

- (i) 処理を開始しているものについては、公共下水道台帳に記載されている終末処理場の数と処理区域の面積
- (ii) 処理を開始していないものについては、「計画終末処理場数」にあつては「公共下水道事業計画書」の「処理施設調書」に記載されている終末処理場の数、「計画処理区域面積」にあつては同様に「公共下水道事業計画書」の「予定処理区域調書」及び「流域関連公共下水道事業計画書」の「予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書」に記載された予定処理区域の面積（分流式の公共下水道にあつては、汚水に係る予定処理区域の面積）

オ 「現在」欄の入力は次の方法によること。

I 「現在排水区域面積」、「現在終末処理場数」、「現在処理区域面積」及び「現在処理区域内人口」……供用を開始しているものについて、公共下水道については公共下水道台帳、都市下水路については都市下水路台帳によって入力すること。

II 「現在水洗便所設置済人口」……「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

カ 施設を設置せず、他の市町村の管理する公共下水道又は都市下水路で処理が行われている場合には、当該市町村の区域に係るものを入力すること。したがって、施設を設置している市町村については、当該他の市町村の区域に係るものは除くこと。

キ 公共下水道において、雨水・汚水両方の排水を実施する区域の「排水区域面積」の入力に当たっては、数値の重複が生じないように留意すること。

イ、カ、キの取扱いは、下記の(4) 農業集落排水施設、(5) 漁業集落排水施設、(6) 林業集落排水施設、(7) 簡易排水施設、(8) 小規模集合排水処理施設についても同様とすること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和3年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

(4) 農業集落排水施設

ア 農業集落排水施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱、汚水処理施設整備交付金交付要綱、農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、むらづくり総合整備事業実施要綱、美しい村づくり総合整備事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱又は農村振興総合整備事業等実施要綱、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱による「農業集落排水整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

イ 「現在排水人口」には、「農業集落排水施設台帳の作成等について」（昭和61年3月25日付け61—5農林水産省構造改善局建設部整備課長通達）に基づく農業集落排水施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。

ウ 「うち汚水に係るもの」には、農業集落排水施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。

エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の人口を入力すること。

オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。

カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。

キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和3年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

(5) 漁業集落排水施設

ア 漁業集落排水施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱、汚水処理施設整備交付金交付要綱、漁業集落環境整備事業実施要領、漁村再生交付金実施要領、平成22年改正前の村づくり交付金実施要綱、地方創生汚水処理施設整備推進交付金交付要綱による「漁業集落排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

イ 「現在排水人口」には、「漁業集落排水施設台帳の作成等について」（平成2年3月22日付け2-2608水産庁漁港部計画課長通達）に基づく漁業集落排水施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。

ウ 「うち汚水に係るもの」には、漁業集落排水施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。

エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の人口を入力すること。

オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。

カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。

キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和3年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

(6) 林業集落排水施設

ア 林業集落排水施設とは、美しい村づくり総合整備事業実施要綱、平成22年改正前の村づくり交付金実施要綱又は里山エリア再生交付金実施要綱による「林業集落排水事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

イ 「現在排水人口」には、「林業集落排水施設台帳の作成等について」（平成7年4月1日付け7-4林野庁指導部基盤整備課長通達）に基づく林業集落排水施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。

ウ 「うち汚水に係るもの」には、林業集落排水施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。

エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の人口を入力すること。

オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。

カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。

キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和3年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

(7) 簡易排水施設

ア 簡易排水施設とは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領による「簡易排水施設整備事業」のうち、市町村が事業主体となって設置する施設をいう。

イ 「現在排水人口」には、簡易排水施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。

ウ 「うち汚水に係るもの」には、簡易排水施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。

エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の人口を入力すること。

オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。

カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。

キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和3年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

(8) 小規模集合排水処理施設

ア 小規模集合排水処理施設とは、小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱による「小規模集合排水処理施設整備事業」に係る施設をいう。

イ 「現在排水人口」には、小規模集合排水処理施設台帳（以下「台帳」という。）に記載された供用を開始している排水区域内の人口を入力すること。

ウ 「うち汚水に係るもの」には、小規模集合排水処理施設のうち、汚水処理を実施し、特別会計をもって管理運営されているものに係る現在排水人口、現在排水区域面積をそれぞれ入力すること。

エ 「現在処理区域内人口」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域内の人口を入力すること。

オ 「現在排水区域面積」には、台帳に記載された供用を開始している排水区域の面積を入力すること。

カ 「現在処理区域面積」には、「うち汚水に係るもの」のうち、台帳に記載された排水区域のうちの汚水排水区域の面積を入力すること。

キ 「現在水洗便所設置済人口」には、「現在処理区域内人口」のうち、水洗便所を設置し、それを使用している人口を入力すること。

ク この調査表の作成に当たっては、「令和3年度地方公営企業決算状況調査」を参考にすること。

(9) コミュニティ・プラント

ア 「コミュニティ・プラント」とは、地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置されるし尿と家庭

雑排水を処理する施設のうち環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるものをいう。

イ 「コミュニティ・プラント処理人口」には、水洗便所からコミュニティ・プラントを経て放流するものに係る人口を入力すること。

ウ この調査表の作成に当たっては、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」を参考にすること。

(10) 合併処理浄化槽

ア 「合併処理浄化槽処理人口」には、住宅施設関係の合併処理浄化槽を利用している人口を入力すること。

イ 「うち特定地域生活排水処理施設に係るもの」には、「合併処理浄化槽処理人口」のうち、公共浄化槽等整備推進事業実施要綱、循環型社会形成推進交付金交付要綱又は汚水処理施設整備交付金交付要綱による特定地域生活排水処理事業に係る個別合併処理浄化槽の処理人口を入力すること。

ウ 「うち個別排水処理施設に係るもの」には、「合併処理浄化槽処理人口」のうち、個別排水処理施設整備事業実施要綱による個別排水処理施設整備事業に係る個別合併処理浄化槽の処理人口を入力すること。

エ この調査表の作成に当たっては、「令和3年度地方公営企業決算状況調査」及び環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査」を参考にすること。

(11) 一部事務組合の按分について

ア 一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること。

この場合、関係市町村間において十分打合せを行い、入力数字が重複しないように特に留意すること。

イ 組合按分は、市町村分に含めて入力すること。

ウ 按分法（例）

A、B、Cの3団体で下水道一部事務組合を設立し、終末処理場を2箇所設置している場合。

A……………1箇所 2箇所を3団体で除し、表示単位未満を四捨五入すると3団

B……………1箇所 体とも1箇所ずつとなり、合算したものが実数に合致しなく

C なるため、1団体については0になる。

12 児童福祉施設（調査表10表）

(1) 調査時点 令和n年10月1日現在

(2) 児童福祉法第35条の規定により設置された常設保育所、母子生活支援施設及びへき地保育所（いずれも管理・運営を委託しているものを含めること。）について入力するものであること。したがって、保育所には、季節保育所は含まないものである。なお、児童福祉法第6条の3第13項に基づく事業を実施するための施設である病児・病後児保育施設についても本表の調査の対象とするが、他の機能と併設で設置している場合にあっては、

主たる施設の用途により、計上することとし、重複計上はしない。

また、調査時点現在において、例えば豪雪等の理由で一時的に閉所している場合には、閉所時期における最も新しい時点において入力すること（例えば、9月1日以降閉所している場合は、8月31日現在）。

(3) 一部事務組合の按分について

ア 一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること。

イ 組合按分は、一部事務組合立施設の欄に入力すること。したがって、当該市町村が管理している施設分の数値には、組合按分の数値を含めないこと。

ウ 按分法（例）

・ A、B、Cの3団体で保育所を1箇所設置している場合

A…………0.3箇所	3団体の数値を合計したものは、必ず実数に合致すること。 したがって、合算した数値の小数点以下第1位は必ず0で なくてはならない。
B…………0.3箇所	
C…………0.4箇所	

・ A、Bの2団体で保育所を2箇所設置している場合

A…………1.0箇所	按分した結果、整数の数値となるが、この場合は必ず.0 をつけること。
B…………1.0箇所	

エ 按分したものの組合合計は必ず整数となるように入力すること。

13 老人福祉施設（調査表 21 表）

(1) 調査時点 令和n年10月1日現在

(2) 老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（いずれも管理・運営を委託しているものを含めること。）について入力し、老人福祉法によらない施設は入力しないこと。

ア 「養護老人ホーム」…………環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者を入所させ、養護するための施設をいう。

イ 「特別養護老人ホーム」…………身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な65歳以上の者を入所させ、養護するための施設をいう。

ウ 「軽費老人ホーム」…………無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与するための施設をいう。

(3) 「65歳以上の人口」には、令和（n+1）年1月1日現在における住民基本台帳登録人口を入力すること。

なお、この欄は、老人福祉施設を設置していない市町村も入力すること。

(4) 一部事務組合によるものについては、当該市町村の按分数値を「一部事務組合立施設」の欄に入力すること（この場合、小数点第1位まで入力し、按分した数値が整数のときは.0をつけること。）。

(5) 一部事務組合の按分について

ア 一部事務組合設立市町村については、関係市町村毎に最も妥当な方法により按分して入力すること。ただし、65歳以上の人口については、按分せず当該団体の該当数を整数で入力すること。

この場合、関係市町村間において十分打合せを行い、入力数字が重複しないように特に留意すること。

イ 組合按分は、一部事務組合立施設の欄に入力すること。したがって、当該市町村が管理している施設分の数値には、組合按分の数値を含めないこと。

ウ 按分法（例）

・ A、B、Cの3団体で養護老人ホームを1箇所設置している場合

A…………0.3箇所

B…………0.3箇所

C…………0.4箇所

3団体の数値を合計したものは、必ず実数に合致すること。
したがって、合算した数値の小数点以下第1位は必ず0でなくてはならない。

・ A、Bの2団体で養護老人ホームを2箇所設置している場合

A…………1.0箇所

B…………1.0箇所

按分した結果、整数の数値となるが、この場合は必ず.0をつけること。

エ 按分したものの組合合計は必ず整数となるように入力すること。

14 保護施設（調査表11表）

(1) 調査時点 令和n年10月1日現在

(2) 生活保護法第40条の規定により設置された保護施設のうち次の施設について入力すること（いずれも管理・運営を委託しているものも含めること。）。

「授産施設」……………身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により、就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のため

に必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長するための施設をいう。

「更生施設」………身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者を収容して生活扶助を行うための施設をいう。

(3) 「市町村立施設」には、一部事務組合立の施設を含めること（この場合、一部事務組合の事務所所在地市町村が入力すること。）。

15 幼稚園・認定こども園（調査表 11 表）

(1) 幼稚園について

ア 調査時点 令和（n + 1）年 5 月 1 日現在

イ 「市町村立幼稚園」には、一部事務組合立幼稚園を含めること（この場合、一部事務組合の事務所所在地市町村が入力すること。）。

ウ この調査表の作成に当たっては、文部科学省の「令和（n + 1）年度学校基本調査」（令和（n + 1）年 5 月 1 日現在）を参考にすること。

(2) 認定こども園について

ア 調査時点 令和（n + 1）年 4 月 1 日現在

イ 「市町村立認定こども園」には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項又は第 7 項に規定される施設について入力すること。

16 市町村立施設（調査表 18 表・19 表）

(1) 調査時点 施設の現況 令和（n + 1）年 3 月 31 日現在

専任職員数 令和（n + 1）年 4 月 1 日現在

令和（n + 1）年 4 月 1 日開設の施設については、施設数及び職員数は計上しないこと。ただし、令和（n + 1）年 3 月 31 日廃止の施設については、例外として令和（n + 1）年 3 月 31 日現在の職員数を計上すること。

(2) 「市町村立施設」には、管理・運営を委託している施設及び一部事務組合が設置している施設（一部事務組合の事務所所在地市町村が入力すること。）を含めること。

(3) 「本庁舎」には、当該団体の主たる事務所としての庁舎について、議会関係、消防関係、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、地方鉄道、電気、ガス、病院事業関係として専用する部分を除いて入力すること。専任職員数及び職員公舎についても上記に準じて入力すること。本庁舎の職員数には特別職及び教育長は計上しないこと。

なお、指定都市の行政区役所は支所、出張所を含める。また、分庁舎は本庁舎を含める。

「支所・出張所」には、地方自治法第 155 条第 1 項の規定により設置された支所、出張所及び同法第 156 条第 1 項の規定により設置された行政機関

のうち保健所を除く他の行政機関並びに分課として設置された事務所（土木出張所、林業指導所及び物産あっせん所等）を入力すること。ただし、消防署及び仮設物は含めないものとする。

- (4) 「職員公舎」には、当該団体の職員用として設置された公舎（職員の福祉施設の性質を有する宿舎は除く。）について入力し、庁舎又は他の調査表における施設の建物内に居住している職員の居住施設等は含めないこと。ただし、庁舎又は他の調査表における施設の敷地内に設置された建物で職員用の公舎（例えば守衛公舎等）として使用しているものは含めること。なお、市町村長公舎等も含めること。「戸数」には、1戸建以外の建物である場合は入居しうる戸数を入力すること。

なお、民間等からの借上げ分についても含めること。

- (5) 「児童館」には、児童福祉法第35条の規定により設置された児童館について入力すること。
- (6) 「隣保館」には、社会福祉法第2条第3項第11号の規定による集会施設を入力すること。
- (7) 「公会堂・市民会館」には、公会堂及び市民会館等の名称により、住民の生活文化の向上を図ることを目的として設置された施設について入力すること。
- (8) 「公民館」には、社会教育法第21条の規定により設置している公民館について入力すること。
- (9) 「図書館」には、図書館法第2条の規定による図書館（分館を含む。）について入力すること。

なお、分館とは、条例又は教育委員会規則により本館に所属して設置されたもので、施設設備がその用に供せられ、職員が配置されて図書館奉仕が行われているものをいう。

- (10) 「博物館等」には、博物館法第2条の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設として指定された施設について、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」、「美術博物館」及び「その他（野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館）」に区分して入力すること。

また、「面積」には、「総合博物館」、「科学博物館」、「歴史博物館」及び「美術博物館」については建物延面積を、「その他」については敷地面積をそれぞれ入力すること。

- (11) 「体育施設」には、体育館、陸上競技場、野球場及びプール（学校の附属施設は除く。）についてのみ入力すること。なお、「プール」には、水面に係る面積が150㎡以上のものについて入力し、同一施設内の水面に係る面積が150㎡未満のものは合算しないこと。また、「プール」の箇所数は、プールごとに1とすること。
- (12) 「診療施設」には、病院（医療法第1条の5第1項に規定する患者20人以上の収容施設を有するものをいい、国民健康保険直営診療施設を含む。）、診療所（医療法第1条の5第2項に規定する患者の収容施設を有しないもの又は患者19人以下の収容施設を有するものをいい、へき地診療所、歯科診療所及び国民健康保険直営診療施設を含む。）について、公営企業として管理運営されているものも含めて入力すること。
- (13) 「保健センター」には、地域保健法第18条第1項又は「市町村保健センターの整備について（昭和53年4月24日付け衛発第379号厚生省公衆衛

生局長通知)」に基づき設置している市町村保健センターについて入力すること。

(14) 「青年の家・自然の家」には、社会教育法第3条の規定により設置している青年の家、少年自然の家について入力すること。また、「面積」には建物延面積を入力すること。

(15) 「集会施設」には、市町村が会館等本来、集会を目的として設置している施設のほか、その他の施設においても一般住民の集会等に供している集会室部分があればすべて入力すること。したがって、他の調査項目に計上した施設であっても集会室部分があれば入力すること。

なお、1つの施設の中に複数の集会室がある場合については、それぞれ入力すること。

17 公有財産（調査表 20 表）

(1) 調査時点 令和（n + 1）年 3 月 31 日現在

(2) 行政財産

ア 地方自治法施行令第 166 条第 2 項及び第 3 項の規定による財産に関する調書中、行政財産に係る土地（地積）及び建物（延面積）について入力するものであること。

イ 道路、橋りょう、河川、海岸、港湾及び漁港は含めないこと。

(3) 普通財産

ア 地方自治法施行令第 166 条第 2 項及び第 3 項の規定による財産に関する調書中、普通財産に係る土地（地積）及び建物（延面積）について入力すること。

イ「その他」には塩田、鉱泉地、池沼、牧場、原野及び雑種地について入力するものであり、樹園地は田畑に含めるものであること。

(4) 前年度報告数値に誤りがあった場合は、前年度数値は訂正せずに、増減欄で修正すること。

18 基金（調査表 20 表）

(1) 調査時点 令和（n + 1）年 3 月 31 日現在

(2) 地方自治法施行令第 166 条第 2 項及び第 3 項の規定による財産に関する調書中、基金に係る土地（地積）について入力すること。

(3) 前年度報告数値に誤りがあった場合は、前年度数値は訂正せずに、増減欄で修正すること。

令和3年度市町村公共施設状況調査結果

項目 市町村名	1.国勢調査										2.住民基本 台帳登録 人口(人)
	国勢調査人口(人)		国勢調査産業大分類 就業者総数(人)		国勢調査第1次産業 就業者数(人)		国勢調査第2次産業 就業者数(人)		国勢調査第3次産業 就業者数(人)		
	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年	
横浜市	3,724,844	3,777,491	1,673,913	1,688,272	7,761	7,482	324,156	301,600	1,233,147	1,325,603	3,755,793
川崎市	1,475,213	1,538,262	676,420	717,354	2,620	2,625	133,765	126,522	491,816	563,476	1,522,390
相模原市	720,775	725,489	324,631	322,184	1,995	1,896	74,224	70,092	227,592	238,594	719,112
指定都市計	5,920,832	6,041,242	2,674,964	2,727,810	12,376	12,003	532,145	498,214	1,952,555	2,127,673	5,997,295
横須賀市	406,586	388,078	173,982	172,129	1,692	1,552	29,976	28,631	134,574	136,821	392,817
平塚市	258,227	258,422	113,196	110,809	1,720	1,602	30,462	29,027	73,727	76,406	255,987
鎌倉市	173,019	172,710	74,671	75,824	502	528	12,975	12,010	57,521	60,949	177,051
藤沢市	423,894	436,905	194,029	198,078	2,059	1,999	43,451	41,742	137,037	147,873	443,053
小田原市	194,086	188,856	88,048	88,058	2,303	2,092	21,337	19,847	60,970	63,050	188,739
茅ヶ崎市	239,348	242,389	107,642	105,229	998	854	23,903	21,478	77,257	79,522	245,852
逗子市	57,425	57,060	24,855	24,940	119	107	3,762	3,449	19,856	20,696	59,391
三浦市	45,289	42,069	21,353	19,391	2,461	2,094	3,340	3,014	14,860	13,547	41,817
秦野市	167,378	162,439	72,609	71,612	1,434	1,269	20,145	18,919	48,135	49,289	159,985
厚木市	225,714	223,705	106,862	102,229	1,285	1,230	27,669	25,654	72,056	72,211	223,451
大和市	232,922	239,169	108,018	100,085	486	462	24,622	20,685	76,540	75,606	242,937
伊勢原市	101,514	101,780	48,092	46,751	1,134	1,025	12,202	11,272	31,910	32,925	99,795
海老名市	130,190	136,516	57,635	61,753	727	685	14,309	15,558	39,821	43,674	136,965
座間市	128,737	132,325	58,291	56,009	355	304	13,406	12,177	40,688	41,735	131,709
南足柄市	43,306	40,841	20,242	19,326	575	530	6,318	5,796	12,800	12,640	41,254
綾瀬市	84,460	83,913	37,818	36,070	489	413	11,172	10,260	24,109	24,088	84,445
市(除指定都市)計	2,912,095	2,907,177	1,307,343	1,288,293	18,339	16,746	299,049	279,519	921,861	951,032	2,925,248
市計	8,832,927	8,948,419	3,982,307	4,016,103	30,715	28,749	831,194	777,733	2,874,416	3,078,705	8,922,543
葉山町	32,096	31,665	14,273	13,996	177	146	2,189	1,935	11,339	11,501	32,864
寒川町	47,936	48,348	23,066	23,151	487	426	7,629	7,293	14,116	14,626	49,064
大磯町	31,550	31,634	14,156	14,330	317	297	3,000	2,689	10,304	10,838	32,464
二宮町	28,378	27,564	12,814	12,349	205	203	2,827	2,481	9,369	9,404	28,183
中井町	9,679	9,300	4,852	4,497	439	336	1,413	1,271	2,867	2,780	9,099
大井町	17,033	17,129	8,314	8,298	356	287	2,257	2,214	5,496	5,651	17,351
松田町	11,171	10,836	5,436	5,322	157	131	1,306	1,257	3,728	3,678	10,756
山北町	10,724	9,761	5,279	4,903	353	293	1,520	1,387	3,292	3,135	9,783
開成町	17,013	18,329	8,085	9,071	209	188	2,431	2,450	5,337	6,272	18,386
箱根町	11,786	11,293	6,753	6,274	72	69	634	532	5,784	5,373	11,032
真鶴町	7,333	6,722	3,467	3,076	101	87	720	548	2,603	2,422	6,984
湯河原町	25,026	23,426	11,257	10,554	359	310	1,872	1,617	8,817	8,470	24,151
愛川町	40,343	39,869	20,335	19,813	353	322	7,747	7,360	11,828	11,731	39,690
清川村	3,214	3,038	1,423	1,317	68	53	365	337	971	917	2,860
町村計	293,282	288,914	139,510	136,951	3,653	3,148	35,910	33,371	95,851	96,798	292,667
県(除指定都市)計	3,205,377	3,196,091	1,446,853	1,425,244	21,992	19,894	334,959	312,890	1,017,712	1,047,830	3,217,915
県計	9,126,209	9,237,333	4,121,817	4,153,054	34,368	31,897	867,104	811,104	2,970,267	3,175,503	9,215,210

項目 市町村名	3.地域指定等の状況								
	旧新産業都市	旧工業整備 特別地域	低開発地域	旧産炭地域	山村振興地域	首都圏	近畿圏	中部圏	過疎地域
横浜市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	1	1	0	0	0
指定都市計	0	0	0	0	1	3	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
平塚市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
鎌倉市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
小田原市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
逗子市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
三浦市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
秦野市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
厚木市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
大和市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
伊勢原市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
海老名市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
座間市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
南足柄市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
綾瀬市	0	0	0	0	0	1	0	0	0
市(除指定都市)計	0	0	0	0	0	16	0	0	0
市計	0	0	0	0	1	19	0	0	0
葉山町	0	0	0	0	0	1	0	0	0
寒川町	0	0	0	0	0	1	0	0	0
大磯町	0	0	0	0	0	1	0	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	1	0	0	0
中井町	0	0	0	0	0	1	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	1	0	0	0
松田町	0	0	0	0	0	1	0	0	0
山北町	0	0	0	0	1	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	1	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	1
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	1	0	0	0
清川村	0	0	0	0	1	0	0	0	0
町村計	0	0	0	0	2	9	0	0	1
県(除指定都市)計	0	0	0	0	2	25	0	0	1
県計	0	0	0	0	3	28	0	0	1

項目 市町村名	4.道路		5.公園									
	実延長(m)	面積(m ²)	(1)都市公園等(都市計画区域内)									
			市町村立						市町村立以外		都市公園等計	
			都市公園		その他		計		箇所数 【C】	面積(m ²) 【D】	箇所数 【A+C】	面積(m ²) 【B+D】
箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数 【A】	面積(m ²) 【B】							
横浜市	7,357,600	48,426,763	2,706	17,359,814	0	0	2,706	17,359,814	4	1,276,459	2,710	18,636,273
川崎市	2,375,541	14,986,764	1,177	7,160,779	94	421,388	1,271	7,582,167	1	129,767	1,272	7,711,934
相模原市	2,143,212	11,952,279	625	2,337,506	9	19,825	634	2,357,331	3	1,235,008	637	3,592,339
指定都市計	11,876,353	75,365,806	4,508	26,858,099	103	441,213	4,611	27,299,312	8	2,641,234	4,619	29,940,546
横須賀市	1,186,690	6,798,087	534	5,097,292	13	840,932	547	5,938,224	2	751,213	549	6,689,437
平塚市	800,982	5,123,080	282	1,420,600	0	0	282	1,420,600	0	0	282	1,420,600
鎌倉市	624,190	2,816,892	255	1,706,885	30	34,491	285	1,741,376	0	0	285	1,741,376
藤沢市	1,313,732	7,479,223	314	1,894,713	0	0	314	1,894,713	3	445,949	317	2,340,662
小田原市	609,252	3,301,958	153	871,111	2	258,133	155	1,129,244	1	154,000	156	1,283,244
茅ヶ崎市	674,881	3,157,148	178	452,870	18	114,642	196	567,512	2	368,020	198	935,532
逗子市	215,313	899,344	85	904,397	9	52,866	94	957,263	0	0	94	957,263
三浦市	447,101	1,699,445	63	239,379	0	0	63	239,379	1	145,610	64	384,989
秦野市	636,262	3,615,310	199	698,325	13	23,679	212	722,004	1	360,982	213	1,082,986
厚木市	1,151,772	6,558,018	239	1,184,595	0	0	239	1,184,595	1	646,015	240	1,830,610
大和市	563,426	3,212,351	244	819,017	45	842,764	289	1,661,781	0	0	289	1,661,781
伊勢原市	421,506	2,551,426	148	388,576	0	0	148	388,576	0	0	148	388,576
海老名市	456,813	2,670,210	76	489,151	104	52,081	180	541,232	2	148,283	182	689,515
座間市	372,920	1,927,856	43	352,584	105	61,431	148	414,015	1	305,544	149	719,559
南足柄市	211,285	1,168,453	28	204,660	5	355,422	33	560,082	0	0	33	560,082
綾瀬市	357,863	1,931,114	132	577,211	3	1,121	135	578,332	0	0	135	578,332
市(除指定都市)計	10,043,988	54,909,915	2,973	17,301,366	347	2,637,562	3,320	19,938,928	14	3,325,616	3,334	23,264,544
市計	21,920,341	130,275,721	7,481	44,159,465	450	3,078,775	7,931	47,238,240	22	5,966,850	7,953	53,205,090
葉山町	152,508	642,486	5	330,601	63	67,245	68	397,846	2	312,522	70	710,368
寒川町	194,647	1,060,006	42	183,044	0	0	42	183,044	0	0	42	183,044
大磯町	131,216	621,725	51	200,400	2	37,900	53	238,300	1	99,000	54	337,300
二宮町	120,172	659,608	17	235,788	0	0	17	235,788	0	0	17	235,788
中井町	116,447	691,320	3	221,100	25	28,916	28	250,016	0	0	28	250,016
大井町	111,379	600,282	4	4,737	11	27,942	15	32,679	0	0	15	32,679
松田町	61,888	352,167	2	3,838	9	60,995	11	64,833	0	0	11	64,833
山北町	89,793	478,180	5	31,882	2	9,033	7	40,915	0	0	7	40,915
開成町	68,822	435,089	13	31,898	24	95,638	37	127,536	0	0	37	127,536
箱根町	134,778	553,748	12	34,955	0	0	12	34,955	1	158,935	13	193,890
真鶴町	75,245	264,397	1	21,800	0	0	1	21,800	0	0	1	21,800
湯河原町	140,720	732,174	20	257,175	0	0	20	257,175	0	0	20	257,175
愛川町	354,989	1,788,547	21	475,442	56	26,434	77	501,876	1	518,300	78	1,020,176
清川村	31,656	140,591	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	1,784,260	9,020,320	196	2,032,660	192	354,103	388	2,386,763	5	1,088,757	393	3,475,520
県(除指定都市)計	11,828,248	63,930,235	3,169	19,334,026	539	2,991,665	3,708	22,325,691	19	4,414,373	3,727	26,740,064
県計	23,704,601	139,296,041	7,677	46,192,125	642	3,432,878	8,319	49,625,003	27	7,055,607	8,346	56,680,610

項目 市町村名	5.公園									
	(2)その他の公園(都市計画区域外)									
	市町村立						市町村立以外		その他の公園計	
	都市公園		その他		計		箇所数 【C】	面積(m ²) 【D】	箇所数 【A+C】	面積(m ²) 【B+D】
箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数 【A】	面積(m ²) 【B】					
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定都市計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秦野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海老名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市(除指定都市)計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	2	131,373	2	131,373	0	0	2	131,373
山北町	0	0	0	0	0	0	1	179,000	1	179,000
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	1	17,915	1	17,915	0	0	1	17,915
町村計	0	0	3	149,288	3	149,288	1	179,000	4	328,288
県(除指定都市)計	0	0	3	149,288	3	149,288	1	179,000	4	328,288
県計	0	0	3	149,288	3	149,288	1	179,000	4	328,288

項目 市町村名	6.公営住宅等				7.農業施設	8.林業施設	9.廃棄物処理施設			
	(1)公営住宅(戸) (木造+非木造)	(2)改良住宅(戸) (木造+非木造)	(3)単独住宅(戸) (木造+非木造)	合計(戸)	農道延長 (m)	林道延長 (m)	(1)L尿処理施設		(2)ごみ処理施設	
	【A】	【B】	【C】	【A+B+C】			処理人口 (人)	年間総収集量 (kl)	処理人口 (人)	年間総収集量 (t)
横浜市	29,968	1,304	0	31,272	13,816	0	1,275	3,053	3,755,416	1,035,536
川崎市	17,181	100	279	17,560	0	0	1,305	3,173	1,521,692	401,670
相模原市	2,819	0	8	2,827	60,230	34,853	2,403	2,539	718,456	215,770
指定都市計	49,968	1,404	287	51,659	74,046	34,853	4,983	8,765	5,995,564	1,652,976
横須賀市	3,976	670	18	4,664	0	0	517	1,800	387,205	103,515
平塚市	1,299	0	0	1,299	199,963	0	1,085	776	257,883	78,190
鎌倉市	630	0	0	630	0	0	179	570	177,022	59,069
藤沢市	1,721	0	0	1,721	0	0	1,056	2,123	442,892	130,522
小田原市	1,563	0	28	1,591	33,962	30,961	1,464	1,639	188,224	56,639
茅ヶ崎市	584	0	0	584	0	0	468	1,392	245,691	71,404
逗子市	114	0	0	114	0	0	199	233	59,345	14,986
三浦市	88	0	0	88	0	0	2,604	2,928	41,571	14,695
秦野市	225	0	58	283	101,324	6,599	759	538	159,675	33,859
厚木市	481	0	0	481	0	12,049	1,145	1,521	223,506	51,520
大和市	564	0	0	564	0	0	311	746	242,919	67,287
伊勢原市	164	0	0	164	156,969	14,190	787	1,096	101,119	24,180
海老名市	117	0	0	117	0	0	169	584	137,429	26,397
座間市	313	0	0	313	0	0	215	301	132,252	24,032
南足柄市	296	0	0	296	100,073	48,036	276	402	41,137	12,766
綾瀬市	32	0	0	32	0	0	253	579	83,478	19,756
市(除指定都市)計	12,167	670	104	12,941	592,291	111,835	11,487	17,228	2,921,348	788,817
市計	62,135	2,074	391	64,600	666,337	146,688	16,470	25,993	8,916,912	2,441,793
葉山町	37	0	0	37	0	0	107	91	32,806	9,072
寒川町	0	0	0	0	0	0	213	491	48,528	13,469
大磯町	25	0	0	25	31,203	1,590	236	367	32,395	10,092
二宮町	0	0	0	0	9,953	0	366	282	28,070	8,203
中井町	5	0	0	5	46,954	12,095	106	75	9,116	3,063
大井町	26	0	0	26	0	0	48	43	17,311	5,366
松田町	39	0	49	88	30,871	5,403	165	122	10,683	2,818
山北町	136	8	67	211	48,650	12,660	215	497	9,773	3,513
開成町	40	0	0	40	5,550	0	67	75	18,538	5,116
箱根町	221	0	0	221	996	4,147	80	247	11,032	11,483
真鶴町	35	0	7	42	4,888	0	61	95	6,931	2,918
湯河原町	54	0	0	54	19,905	9,677	53	151	24,030	12,691
愛川町	185	0	0	185	0	4,620	243	266	39,641	12,273
清川村	0	0	20	20	1,620	4,424	12	37	2,860	954
町村計	803	8	143	954	200,590	54,616	1,972	2,839	291,714	101,031
県(除指定都市)計	12,970	678	247	13,895	792,881	166,451	13,459	20,067	3,213,062	889,848
県計	62,938	2,082	534	65,554	866,927	201,304	18,442	28,832	9,208,626	2,542,824

項目 市町村名	10.上水道等				11.下水道等								
	給水人口(人)				(1)公共下水道								
	簡易水道		飲料水供給施設		現在排水人口 (人)	計画排水区域面積 (㎡)	現在排水区域面積 (㎡)	計画終末処理場数 (箇所)	現在終末処理場数 (箇所)	計画処理区域面積 (㎡)	現在処理区域面積 (㎡)	現在処理区域内人口 (人)	現在水洗便所設置済人口 (人)
	市町村営	一部事務組合営	市町村営	一部事務組合営									
横浜市	0	0	0	0	3,753,968	400,700,000	315,230,000	11	11	400,700,000	315,230,000	3,753,968	3,745,307
川崎市	0	0	0	0	1,531,670	112,895,000	107,190,600	5	5	112,895,000	107,190,600	1,531,670	1,516,822
相模原市	2,180	0	0	0	698,663	101,698,000	77,251,200	0	0	101,698,000	77,251,200	698,663	692,846
指定都市計	2,180	0	0	0	5,984,301	615,293,000	499,671,800	16	16	615,293,000	499,671,800	5,984,301	5,954,975
横須賀市	0	0	0	0	381,907	61,680,000	58,870,000	3	3	61,680,000	58,870,000	381,907	368,486
平塚市	0	0	0	0	249,569	36,323,900	35,410,200	0	0	36,323,900	35,410,200	249,569	244,781
鎌倉市	0	0	0	0	173,061	27,830,000	24,170,000	2	2	27,830,000	24,170,000	173,061	161,934
藤沢市	0	0	0	0	425,070	52,980,000	47,840,000	2	2	52,980,000	47,840,000	425,070	418,782
小田原市	0	0	0	0	156,700	28,888,000	25,505,000	0	0	28,888,000	25,505,000	156,700	147,300
茅ヶ崎市	0	0	0	0	235,196	22,809,300	22,394,000	0	0	22,809,300	22,394,000	235,196	232,611
逗子市	0	0	0	0	59,345	8,640,000	8,640,000	1	1	8,640,000	8,640,000	59,345	58,692
三浦市	0	0	0	0	14,784	2,350,000	2,162,300	1	1	2,350,000	2,162,300	14,784	13,348
秦野市	0	0	0	0	140,633	25,780,000	21,941,000	1	1	25,780,000	21,941,000	140,633	129,973
厚木市	0	0	0	0	199,928	35,690,400	33,378,671	0	0	35,690,400	33,378,671	199,928	198,735
大和市	0	0	0	0	232,018	20,140,000	19,569,700	2	2	20,140,000	19,569,700	232,018	231,403
伊勢原市	0	0	0	0	80,441	13,126,300	9,050,000	1	1	13,386,300	9,050,000	80,441	76,332
海老名市	0	0	0	0	132,270	17,190,000	13,446,000	0	0	17,190,000	13,446,000	132,270	130,095
座間市	0	0	0	0	129,597	12,814,000	12,220,600	0	0	12,814,000	12,220,600	129,597	126,274
南足柄市	0	0	0	0	30,889	7,965,000	6,296,800	0	0	7,965,000	6,296,800	30,889	30,254
綾瀬市	0	0	0	0	79,572	11,550,000	11,018,000	1	1	11,550,000	11,018,000	79,572	78,926
市(除指定都市)計	0	0	0	0	2,720,980	385,756,900	351,912,271	14	14	386,016,900	351,912,271	2,720,980	2,647,926
市計	2,180	0	0	0	8,705,281	1,001,049,900	851,584,071	30	30	1,001,309,900	851,584,071	8,705,281	8,602,901
葉山町	0	0	0	0	23,901	5,130,000	4,000,000	1	1	5,130,000	4,000,000	23,901	21,055
寒川町	0	0	0	0	45,845	9,233,500	7,613,800	0	0	9,233,500	7,613,800	45,845	44,828
大磯町	0	0	0	0	27,014	6,020,000	4,774,300	0	0	6,020,000	4,774,300	27,014	21,034
二宮町	0	0	0	0	25,280	4,490,000	4,137,000	0	0	4,490,000	4,137,000	25,280	21,050
中井町	0	0	0	0	6,875	3,060,500	2,523,400	0	0	3,060,500	2,523,400	6,875	5,328
大井町	0	0	0	0	15,780	4,549,000	4,406,000	0	0	4,470,000	4,406,000	15,780	15,233
松田町	1,491	0	0	0	9,192	2,228,000	1,977,000	0	0	2,228,000	1,977,000	9,192	8,910
山北町	1,349	0	0	0	8,122	3,753,000	3,179,000	0	0	3,179,000	3,179,000	8,122	7,232
開成町	0	0	0	0	13,477	3,014,000	2,562,000	0	0	3,014,000	2,562,000	13,477	12,983
箱根町	0	0	0	0	6,074	10,518,700	7,847,600	2	2	10,518,700	7,847,600	6,074	5,249
真鶴町	0	0	0	0	1,448	610,000	276,800	0	0	610,000	273,200	1,440	656
湯河原町	0	0	0	0	22,263	5,230,500	4,250,500	1	1	5,230,500	4,250,500	22,263	20,513
愛川町	0	0	0	0	36,107	8,679,000	8,679,000	0	0	8,679,000	8,524,000	36,107	35,372
清川村	2,766	0	0	0	2,767	913,000	913,000	1	1	913,000	913,000	2,767	2,647
町村計	5,606	0	0	0	244,145	67,429,200	57,139,400	5	5	66,776,200	56,980,800	244,137	222,090
県(除指定都市)計	5,606	0	0	0	2,965,125	453,186,100	409,051,671	19	19	452,793,100	408,893,071	2,965,117	2,870,016
県計	7,786	0	0	0	8,949,426	1,068,479,100	908,723,471	35	35	1,068,086,100	908,564,871	8,949,418	8,824,991

項目 市町村名	11.下水道等															
	(2)都市下水道		(3)農業集落排水施設							(4)漁業集落排水施設						
	計画排水 区域面積	現在排水 区域面積	現在排水 人口	うち汚水 に係るも の	現在処理 区域内 人口	現在排水 区域面積	うち汚水 に係るも の	現在処理 区域面積	現在水洗 便所設置 済人口	現在排水 人口	うち汚水 に係るも の	現在処理 区域内 人口	現在排水 区域面積	うち汚水 に係るも の	現在処理 区域面積	現在水洗 便所設置 済人口
(㎡)	(㎡)	(人)	(人)	(人)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(人)	(人)	(人)	(人)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(人)	
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	242	242	242	80,000	80,000	80,000	232	0	0	0	0	0	0	0
指定都市計	0	0	242	242	242	80,000	80,000	80,000	232	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平塚市	0	0	2,831	2,831	2,831	1,236,000	1,236,000	1,236,000	2,495	0	0	0	0	0	0	0
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秦野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海老名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南足柄市	7,170,000	1,797,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市(除指定都市)計	7,170,000	1,797,000	2,831	2,831	2,831	1,236,000	1,236,000	1,236,000	2,495	0	0	0	0	0	0	0
市計	7,170,000	1,797,000	3,073	3,073	3,073	1,316,000	1,316,000	1,316,000	2,727	0	0	0	0	0	0	0
葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県(除指定都市)計	7,170,000	1,797,000	2,831	2,831	2,831	1,236,000	1,236,000	1,236,000	2,495	0	0	0	0	0	0	0
県計	7,170,000	1,797,000	3,073	3,073	3,073	1,316,000	1,316,000	1,316,000	2,727	0	0	0	0	0	0	0

項目 市町村名	11.下水道等													
	(5)林業集落排水施設							(6)簡易排水施設						
	現在排水人口 (人)	うち汚水に係るもの (人)	現在処理区域内人口 (人)	現在排水区域面積 (㎡)	うち汚水に係るもの (㎡)	現在処理区域面積 (㎡)	現在水洗便所設置済人口 (人)	現在排水人口 (人)	うち汚水に係るもの (人)	現在処理区域内人口 (人)	現在排水区域面積 (㎡)	うち汚水に係るもの (㎡)	現在処理区域面積 (㎡)	現在水洗便所設置済人口 (人)
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定都市計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秦野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海老名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市(除指定都市)計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県(除指定都市)計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

項目 市町村名	11. 下水道等										
	(7) 小規模集合排水処理施設							コミュニティ プラント 処理人口	合併処理 浄化槽 処理人口	うち特定地域 生活排水処 理施設に係 るもの	うち個別排水 処理施設に 係るもの
	現在排水 人口	うち汚水に 係るもの	現在処理 区域内人口	現在排水 区域面積	うち汚水に 係るもの	現在処理 区域面積	現在 水洗便所 設置済人口				
(人)	(人)	(人)	(㎡)	(㎡)	(㎡)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	1,519	0	0
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	1,822	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	8,377	2,924	0
指定都市計	0	0	0	0	0	0	0	0	11,718	2,924	0
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	3,563	0	0
平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	1,585	0	0
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	399	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200	0	0
小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	9,654	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	6,106	0	0
逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	12,957	0	0
秦野市	0	0	0	0	0	0	0	0	15,054	0	0
厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0	11,658	0	0
大和市	0	0	0	0	0	0	0	0	5,108	0	0
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0	9,310	0	0
海老名市	0	0	0	0	0	0	0	0	4,073	0	0
座間市	0	0	0	0	0	0	0	0	3,463	0	0
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	5,764	0	0
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	1,627	0	0
市(除指定都市)計	0	0	0	0	0	0	0	0	93,521	0	0
市計	0	0	0	0	0	0	0	0	105,239	2,924	0
葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	5,231	0	0
寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	339	0	0
大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	7,788	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	1,413	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	1,143	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	514	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	495	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	792	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	2,670	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	1,531	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	1,465	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	1,465	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	162	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	0	0	0	0	0	0	0	0	25,008	0	0
県(除指定都市)計	0	0	0	0	0	0	0	0	118,529	0	0
県計	0	0	0	0	0	0	0	0	130,247	2,924	0

項目 市町村名	12.児童福祉施設								13.老人福祉施設					
	(1)保育所				(2)母子生活支援施設				65歳以上の 人口(人)	(1)養護老人ホーム				
	市町村立施設		一部事務組合立施設		市町村立施設		一部事務組合立施設			市町村立施設		一部事務組合立施設		
	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)		箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	
横浜市	67	35,567	0	0	1	1,641	0	0	932,079	1	1,962	0	0	
川崎市	21	13,746	0	0	1	2,088	0	0	304,398	1	4,844	0	0	
相模原市	24	16,278	0	0	1	2,082	0	0	188,550	0	0	0	0	
指定都市計	112	65,591	0	0	3	5,811	0	0	1,425,027	2	6,806	0	0	
横須賀市	10	5,265	0	0	0	0	0	0	126,244	0	0	0	0	
平塚市	7	3,597	0	0	0	0	0	0	73,223	0	0	0	0	
鎌倉市	5	5,772	0	0	0	0	0	0	53,822	0	0	0	0	
藤沢市	14	11,654	0	0	0	0	0	0	108,337	0	0	0	0	
小田原市	5	3,186	0	0	0	0	0	0	57,359	0	0	0	0	
茅ヶ崎市	7	6,024	0	0	0	0	0	0	65,386	0	0	0	0	
逗子市	2	1,399	0	0	0	0	0	0	18,551	0	0	0	0	
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	16,688	0	0	0	0	
秦野市	0	0	0	0	0	0	0	0	49,411	0	0	0	0	
厚木市	4	2,669	0	0	0	0	0	0	58,419	0	0	0	0	
大和市	5	3,112	0	0	0	0	0	0	57,994	0	0	0	0	
伊勢原市	2	1,539	0	0	0	0	0	0	26,750	0	0	0	0	
海老名市	6	3,820	0	0	0	0	0	0	33,949	0	0	0	0	
座間市	9	4,814	0	0	0	0	0	0	34,163	0	0	0	0	
南足柄市	1	833	0	0	0	0	0	0	13,461	0	0	0	0	
綾瀬市	2	2,479	0	0	0	0	0	0	23,243	0	0	0	0	
市(除指定都市)計	79	56,163	0	0	0	0	0	0	817,000	0	0	0	0	
市計	191	121,754	0	0	3	5,811	0	0	2,242,027	2	6,806	0	0	
葉山町	1	843	0	0	0	0	0	0	10,294	0	0	0	0	
寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	13,464	0	0	0	0	
大磯町	1	727	0	0	0	0	0	0	11,183	0	0	0	0	
二宮町	1	456	0	0	0	0	0	0	9,887	0	0	0	0	
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	3,233	0	0	0	0	
大井町	1	598	0	0	0	0	0	0	4,896	0	0	0	0	
松田町	1	243	0	0	0	0	0	0	3,757	0	0	0	0	
山北町	1	800	0	0	0	0	0	0	4,036	0	0	0	0	
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	4,567	0	0	0	0	
箱根町	1	961	0	0	0	0	0	0	4,198	0	0	0	0	
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	3,033	0	0	0	0	
湯河原町	4	3,706	0	0	0	0	0	0	10,160	0	0	0	0	
愛川町	6	4,615	0	0	0	0	0	0	12,271	0	0	0	0	
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	1,065	0	0	0	0	
町村計	17	12,949	0	0	0	0	0	0	96,044	0	0	0	0	
県(除指定都市)計	96	69,112	0	0	0	0	0	0	913,044	0	0	0	0	
県計	208	134,703	0	0	3	5,811	0	0	2,338,071	2	6,806	0	0	

項目 市町村名	13.老人福祉施設								14.保護施設				15.幼稚園・認定こども園			
	(2)特別養護老人ホーム				(3)軽費老人ホーム				(1)授産施設		(2)更生施設		(1)市町村立幼稚園		(2)市町村立認定こども園	
	市町村立施設		一部事務組合立施設		市町村立施設		一部事務組合立施設		市町村立施設		市町村立施設					
	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)
横浜市	3	11,119	0	0	0	0	0	0	0	1	1,183	0	0	0	0	
川崎市	8	25,645	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,636	1	1,051	
指定都市計	11	36,764	0	0	0	0	0	0	0	1	1,183	2	1,636	1	1,051	
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,217	0	0	
平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,297	1	1,658	
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	11,421	0	0	
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
秦野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7,853	5	7,697	
厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大和市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海老名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
座間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5,650	0	0	
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市(除指定都市)計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	27,438	6	9,355	
市計	11	36,764	0	0	0	0	0	0	0	1	1,183	25	29,074	7	10,406	
葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,254	0	0	
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,841	
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2,985	0	0	
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,584	0	0	
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	802	1	1,366	
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,238	0	0	
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	595	2	2,366	
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,037	0	0	
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	128	0	0	
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	813	0	0	
町村計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	11,436	4	5,573	
県(除指定都市)計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	38,874	10	14,928	
県計	11	36,764	0	0	0	0	0	0	0	1	1,183	39	40,510	11	15,979	

項目 市町村名	16.その他施設															
	(1)市町村立施設															
	本庁舎		支所・出張所			職員公舎		児童館			隣保館			公会堂・市民会館		
	延面積 (㎡)	職員数 (人)	箇所数	延面積 (㎡)	職員数 (人)	戸数 (戸)	延面積 (㎡)	箇所数	延面積 (㎡)	専任 職員数 (人)	箇所数	延面積 (㎡)	専任 職員数 (人)	箇所数	延面積 (㎡)	専任 職員数 (人)
横浜市	128,536	6,807	51	303,508	8,650	1	1,094	0	0	0	2	6,235	92	119	275,264	1,081
川崎市	60,407	3,612	30	80,830	2,351	231	8,773	58	20,985	116	0	0	0	11	79,807	129
相模原市	27,079	1,732	31	38,001	775	0	0	47	20,290	692	0	0	0	7	34,288	51
指定都市計	216,022	12,151	112	422,339	11,776	232	9,867	105	41,275	808	2	6,235	92	137	389,359	1,261
横須賀市	38,947	1,850	9	7,764	147	0	0	0	0	0	0	0	0	3	37,082	36
平塚市	33,005	1,029	1	978	144	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,362	19
鎌倉市	12,221	698	4	2,961	23	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21,510	54
藤沢市	47,877	1,476	12	31,440	246	0	0	5	1,488	0	0	0	0	3	21,541	45
小田原市	25,298	894	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,466	12
茅ヶ崎市	26,503	935	4	802	26	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12,324	18
逗子市	10,886	258	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	6,033	2
三浦市	3,419	210	2	261	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,334	0
秦野市	12,145	550	0	0	0	0	0	1	680	0	1	261	0	1	8,250	4
厚木市	14,807	887	0	0	0	0	0	38	8,164	0	0	0	0	1	11,354	34
大和市	18,959	916	4	539	8	41	1,361	0	0	0	0	0	0	1	8,269	20
伊勢原市	7,424	417	1	24	4	0	0	1	168	0	0	0	0	1	7,081	3
海老名市	17,461	531	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12,185	28
座間市	30,967	769	4	213	15	0	0	4	1,449	0	0	0	0	1	17,385	14
南足柄市	7,968	176	1	0	5	0	0	1	200	0	0	0	0	1	8,206	5
綾瀬市	18,934	695	2	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6,348	2
市(除指定都市)計	326,821	12,291	44	45,031	625	41	1,361	50	12,149	0	1	261	0	24	196,730	296
市計	542,843	24,442	156	467,370	12,401	273	11,228	155	53,424	808	3	6,496	92	161	586,089	1,557
葉山町	6,095	175	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3,622	1
寒川町	6,214	269	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大磯町	3,481	138	1	664	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	535	0
二宮町	2,361	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	5,768	7
中井町	2,874	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	4,448	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4,368	1
松田町	3,781	98	1	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4,095	3
山北町	5,389	106	2	434	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	3,893	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	5,023	169	4	518	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	1,630	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	6,932	143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	7,074	0
愛川町	5,670	207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	1,349	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1,275	0
町村計	59,140	1,810	8	1,658	13	0	0	0	0	0	0	0	0	19	26,737	12
県(除指定都市)計	385,961	14,101	52	46,689	638	41	1,361	50	12,149	0	1	261	0	43	223,467	308
県計	601,983	26,252	164	469,028	12,414	273	11,228	155	53,424	808	3	6,496	92	180	612,826	1,569

項目 市町村名	16.その他施設																	
	(1)市町村立施設																	
	公民館			図書館			博物館											
	箇所数	延面積 (㎡)	専任 職員数 (人)	箇所数	延面積 (㎡)	専任 職員数 (人)	総合博物館			科学博物館			歴史博物館			美術博物館		
箇所数							面積 (㎡)	専任 職員数 (人)	箇所数	面積 (㎡)	専任 職員数 (人)	箇所数	面積 (㎡)	専任 職員数 (人)	箇所数	面積 (㎡)	専任 職員数 (人)	
横浜市	0	0	0	18	55,521	256	0	0	0	1	7,036	39	0	0	0	1	26,829	50
川崎市	13	56,468	62	12	14,152	65	0	0	0	1	3,117	16	0	0	0	0	0	0
相模原市	32	36,387	108	4	9,999	33	1	9,510	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定都市計	45	92,855	170	34	79,672	354	1	9,510	56	2	10,153	55	0	0	0	1	26,829	50
横須賀市	0	0	0	4	7,644	30	0	0	0	1	2,782	12	1	5,918	3	1	12,095	17
平塚市	26	29,987	31	4	8,593	36	1	4,061	14	0	0	0	0	0	0	1	7,181	41
鎌倉市	0	0	0	5	5,054	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,271	4
藤沢市	15	41,916	18	4	9,766	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小田原市	0	0	0	2	7,085	42	1	1,112	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	5	3,843	10	2	3,407	15	1	483	1	0	0	0	0	0	0	1	1,500	5
逗子市	0	0	0	3	2,508	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	2	1,963	2	3	472	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秦野市	11	13,974	11	1	3,728	7	0	0	0	0	0	0	1	932	0	0	0	0
厚木市	16	24,027	50	1	5,683	8	1	1,590	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和市	5	12,779	40	3	7,953	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢原市	7	7,459	9	1	4,292	4	0	0	0	1	3,744	4	0	0	0	0	0	0
海老名市	0	0	0	2	5,980	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間市	3	4,343	6	1	3,524	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南足柄市	1	1,494	1	1	2,146	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	6	0	4	1	1,173	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市(除指定都市)計	97	141,785	182	38	79,008	356	4	7,246	28	2	6,526	16	2	6,850	3	4	23,047	67
市計	142	234,640	352	72	158,680	710	5	16,756	84	4	16,679	71	2	6,850	3	5	49,876	117
葉山町	0	0	0	1	2,034	2	0	0	0	1	844	0	0	0	0	0	0	0
寒川町	4	6,784	0	1	3,863	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大磯町	0	0	0	2	2,053	3	0	0	0	0	0	0	2	2,516	5	0	0	0
二宮町	0	0	0	1	1,879	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中井町	1	1,493	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	1	1,473	0	1	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	4	6,557	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1,979	5	0	0	0
真鶴町	1	2,048	0	1	495	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	1	1,864	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,887	3
愛川町	3	6,440	3	0	0	0	1	1,205	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	0	1	388	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	14	24,795	7	9	12,781	13	1	1,205	2	1	844	0	3	4,495	10	1	2,887	3
県(除指定都市)計	111	166,580	189	47	91,789	369	5	8,451	30	3	7,370	16	5	11,345	13	5	25,934	70
県計	156	259,435	359	81	171,461	723	6	17,961	86	5	17,523	71	5	11,345	13	6	52,763	120

項目 市町村名	16.その他施設												
	(1)市町村立施設							(2)市町村立以外の施設					
	診療施設				保健センター		青年の家・自然の家			診療施設			
	病院		診療所		箇所数	延面積 (㎡)	箇所数	面積 (㎡)	専任 職員数 (人)	病院		診療所	
箇所数	病床数	箇所数	病床数	箇所数						病床数	箇所数	病床数	箇所数
横浜市	3	1,584	32	26	0	0	5	12,244	20	129	26,402	5,238	768
川崎市	3	1,472	19	0	0	0	4	17,343	44	36	9,479	1,874	290
相模原市	0	0	9	0	4	25,861	0	0	0	36	7,287	807	109
指定都市計	6	3,056	60	26	4	25,861	9	29,587	64	201	43,168	7,919	1,167
横須賀市	2	899	3	0	4	2,985	0	0	0	10	2,264	532	178
平塚市	1	416	0	0	1	4,885	1	1,528	4	8	1,890	329	85
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2,085	325	70
藤沢市	1	536	1	0	2	4,288	0	0	0	15	2,665	709	144
小田原市	1	417	3	0	1	5,924	0	0	0	11	1,543	264	65
茅ヶ崎市	1	401	3	0	1	687	0	0	0	6	1,213	292	34
逗子市	0	0	0	0	1	1,303	0	0	0	2	133	118	14
三浦市	1	136	0	0	0	0	0	0	0	1	406	20	15
秦野市	0	0	0	0	1	8,677	1	2,503	0	8	2,148	166	27
厚木市	1	347	0	0	1	1,802	0	0	0	11	2,399	158	80
大和市	1	403	2	0	1	953	0	0	0	8	1,199	321	64
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1,356	105	47
海老名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	852	139	49
座間市	0	0	0	0	1	2,094	0	0	0	4	950	124	57
南足柄市	0	0	0	0	1	9,348	0	0	0	2	398	33	0
綾瀬市	0	0	0	0	1	550	0	0	0	1	168	60	29
市(除指定都市)計	9	3,555	12	0	16	43,496	2	4,031	4	106	21,669	3,695	958
市計	15	6,611	72	26	20	69,357	11	33,618	68	307	64,837	11,614	2,125
葉山町	0	0	0	0	1	617	0	0	0	1	89	33	0
寒川町	0	0	0	0	1	1,914	0	0	0	2	283	34	9
大磯町	0	0	0	0	1	889	0	0	0	1	312	34	0
二宮町	0	0	0	0	1	976	0	0	0	0	0	38	0
中井町	0	0	0	0	1	1,993	0	0	0	0	0	9	0
大井町	0	0	0	0	1	2,455	0	0	0	1	30	8	0
松田町	0	0	1	0	1	1,896	0	0	0	1	296	13	0
山北町	0	0	1	0	1	2,975	0	0	0	0	0	6	0
開成町	0	0	0	0	1	739	0	0	0	1	310	33	9
箱根町	0	0	0	0	1	4,239	0	0	0	1	192	12	0
真鶴町	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
湯河原町	0	0	0	0	1	839	0	0	0	3	481	32	8
愛川町	0	0	0	0	1	1,726	0	0	0	1	150	27	0
清川村	0	0	1	0	1	2,454	0	0	0	0	0	1	0
町村計	0	0	4	0	13	23,712	0	0	0	12	2,143	283	26
県(除指定都市)計	9	3,555	16	0	29	67,208	2	4,031	4	118	23,812	3,978	984
県計	15	6,611	76	26	33	93,069	11	33,618	68	319	66,980	11,897	2,151

項目 市町村名	17.集会施設(市町村立)		18.公有財産(土地)								
	箇所数	延面積 (㎡)	(1)行政財産(地積 ㎡)								
			本庁舎			その他の行政機関					
						消防施設			その他の施設		
2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高			
横浜市	1,014	100,858	12,950	0	12,950	204,064	3,193	207,257	1,345,630	-210	1,345,420
川崎市	301	25,890	12,799	0	12,799	65,851	0	65,851	349,509	1,808	351,317
相模原市	532	39,915	18,065	0	18,065	76,265	0	76,265	320,971	-308	320,663
指定都市計	1,847	166,663	43,814	0	43,814	346,180	3,193	349,373	2,016,110	1,290	2,017,400
横須賀市	251	23,018	10,067	0	10,067	31,751	0	31,751	688,792	-101	688,691
平塚市	177	17,356	31,860	-1,473	30,387	12,264	1,431	13,695	19,605	-9,058	10,547
鎌倉市	0	0	15,247	0	15,247	14,237	0	14,237	154,839	0	154,839
藤沢市	337	29,685	18,231	0	18,231	40,082	-374	39,708	212,041	-812	211,229
小田原市	143	13,014	26,241	0	26,241	14,570	0	14,570	92,502	167	92,669
茅ヶ崎市	192	18,523	17,551	0	17,551	12,778	0	12,778	0	0	0
逗子市	17	1,108	3,019	0	3,019	2,802	0	2,802	37,854	0	37,854
三浦市	26	2,203	11,095	0	11,095	4,658	0	4,658	153,329	0	153,329
秦野市	190	42,429	17,884	0	17,884	17,715	78	17,793	7,359	-733	6,626
厚木市	267	23,452	8,686	0	8,686	43,683	-443	43,240	97,725	65	97,790
大和市	108	15,198	29,896	0	29,896	14,877	0	14,877	0	0	0
伊勢原市	108	8,245	24,843	3,466	28,309	13,819	0	13,819	45,210	0	45,210
海老名市	14	2,052	17,022	0	17,022	24,246	559	24,805	0	0	0
座間市	57	3,253	16,291	0	16,291	10,590	0	10,590	7,851	4	7,855
南足柄市	2	1,693	11,263	0	11,263	834	0	834	0	0	0
綾瀬市	96	6,187	19,297	0	19,297	8,936	0	8,936	13,100	0	13,100
市(除指定都市)計	1,985	207,416	278,493	1,993	280,486	267,842	1,251	269,093	1,530,207	-10,468	1,519,739
市計	3,832	374,079	322,307	1,993	324,300	614,022	4,444	618,466	3,546,317	-9,178	3,537,139
葉山町	11	1,282	6,710	0	6,710	5,993	0	5,993	39,360	0	39,360
寒川町	14	2,163	10,088	0	10,088	1,981	0	1,981	0	0	0
大磯町	63	1,948	4,299	0	4,299	995	0	995	32,278	0	32,278
二宮町	98	3,661	2,985	0	2,985	2,152	0	2,152	16,943	0	16,943
中井町	6	351	7,335	0	7,335	1,008	0	1,008	798	0	798
大井町	12	570	6,882	0	6,882	2,530	0	2,530	126	0	126
松田町	23	3,132	3,772	0	3,772	0	0	0	0	0	0
山北町	2	213	10,091	0	10,091	384	0	384	4,899	0	4,899
開成町	24	1,998	8,248	0	8,248	606	0	606	0	0	0
箱根町	6	2,243	6,009	0	6,009	5,495	0	5,495	87,225	0	87,225
真鶴町	26	1,847	1,939	0	1,939	1,020	0	1,020	0	0	0
湯河原町	44	2,334	5,984	0	5,984	3,573	0	3,573	0	0	0
愛川町	72	5,276	8,610	0	8,610	7,537	0	7,537	18,434	435	18,869
清川村	25	1,513	4,355	0	4,355	992	0	992	0	0	0
町村計	426	28,531	87,307	0	87,307	34,266	0	34,266	200,063	435	200,498
県(除指定都市)計	2,411	235,947	365,800	1,993	367,793	302,108	1,251	303,359	1,730,270	-10,033	1,720,237
県計	4,258	402,610	409,614	1,993	411,607	648,288	4,444	652,732	3,746,380	-8,743	3,737,637

項目	19.公有財産(建物)											
	(1)行政財産(延面積 m ²)											
	公共用財産											
	高等学校			中等教育学校			公営住宅			公園		
市町村名	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高
横浜市	172,647	0	172,647	0	0	0	1,831,662	-4,582	1,827,080	346,828	702	347,530
川崎市	117,718	0	117,718	0	0	0	1,126,269	-732	1,125,537	84,027	26	84,053
相模原市	0	0	0	0	0	0	182,433	0	182,433	20,639	0	20,639
指定都市計	290,365	0	290,365	0	0	0	3,140,364	-5,314	3,135,050	451,494	728	452,222
横須賀市	31,557	0	31,557	0	0	0	273,563	-10,756	262,807	30,869	99	30,968
平塚市	0	0	0	0	0	0	74,245	-870	73,375	65,960	45	66,005
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	28,145	0	28,145	2,559	0	2,559
藤沢市	0	0	0	0	0	0	81,725	-597	81,128	42,794	9	42,803
小田原市	0	0	0	0	0	0	82,269	0	82,269	4,976	-57	4,919
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	22,159	0	22,159	9,347	0	9,347
逗子市	0	0	0	0	0	0	6,535	0	6,535	1,611	0	1,611
三浦市	0	0	0	0	0	0	4,093	-773	3,320	1,043	0	1,043
秦野市	0	0	0	0	0	0	15,934	-63	15,871	3,044	0	3,044
厚木市	0	0	0	0	0	0	31,898	0	31,898	25,023	8	25,031
大和市	0	0	0	0	0	0	41,985	0	41,985	20,571	0	20,571
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	10,237	0	10,237	10,877	6	10,883
海老名市	0	0	0	0	0	0	4,898	0	4,898	21,438	7	21,445
座間市	0	0	0	0	0	0	11,783	0	11,783	903	64	967
南足柄市	0	0	0	0	0	0	16,567	0	16,567	3,327	0	3,327
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	2,500	0	2,500	1,879	107	1,986
市(除指定都市)計	31,557	0	31,557	0	0	0	708,536	-13,059	695,477	246,221	288	246,509
市計	321,922	0	321,922	0	0	0	3,848,900	-18,373	3,830,527	697,715	1,016	698,731
葉山町	0	0	0	0	0	0	2,428	0	2,428	1,648	0	1,648
寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,586	0	10,586
大磯町	0	0	0	0	0	0	1,502	0	1,502	561	0	561
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	342	1	343
中井町	0	0	0	0	0	0	324	0	324	1,569	0	1,569
大井町	0	0	0	0	0	0	1,637	0	1,637	176	0	176
松田町	0	0	0	0	0	0	4,532	-56	4,476	853	0	853
山北町	0	0	0	0	0	0	12,845	-56	12,789	89	0	89
開成町	0	0	0	0	0	0	2,715	0	2,715	978	0	978
箱根町	0	0	0	0	0	0	12,471	0	12,471	378	0	378
真鶴町	0	0	0	0	0	0	2,037	0	2,037	88	0	88
湯河原町	0	0	0	0	0	0	2,687	0	2,687	3,027	0	3,027
愛川町	0	0	0	0	0	0	10,980	-32	10,948	2,930	0	2,930
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	0	0	0	0	0	0	54,158	-144	54,014	23,225	1	23,226
県(除指定都市)計	31,557	0	31,557	0	0	0	762,694	-13,203	749,491	269,446	289	269,735
県計	321,922	0	321,922	0	0	0	3,903,058	-18,517	3,884,541	720,940	1,017	721,957

項目 市町村名	19.公有財産(建物)						20.基金					
	(2)普通財産(延面積 m ²)						(1)土地開発基金(地積 m ²)					
	その他			計			宅地			田畑		
	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高
横浜市	0	0	0	796,279	-24,879	771,400	581,053	-150,784	430,269	0	0	0
川崎市	0	0	0	29,151	13,707	42,858	1,010	239	1,249	0	0	0
相模原市	22,586	-730	21,856	37,709	-730	36,979	14	-2	12	577	-223	354
指定都市計	22,586	-730	21,856	863,139	-11,902	851,237	582,077	-150,547	431,530	577	-223	354
横須賀市	0	0	0	11,344	-2,583	8,761	0	0	0	0	0	0
平塚市	694	0	694	59,831	0	59,831	0	0	0	0	0	0
鎌倉市	0	0	0	26,363	-286	26,077	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	8,481	1,107	9,588	0	0	0	0	0	0
小田原市	0	0	0	41,959	-2,465	39,494	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	663	0	663	0	0	0	0	0	0
逗子市	0	0	0	1,736	0	1,736	0	0	0	0	0	0
三浦市	8,135	-150	7,985	8,135	-150	7,985	0	0	0	0	0	0
秦野市	915	-57	858	915	-57	858	362	0	362	857	0	857
厚木市	55	0	55	4,156	0	4,156	0	0	0	0	0	0
大和市	0	0	0	2,524	71	2,595	0	0	0	0	0	0
伊勢原市	0	0	0	4,021	184	4,205	0	0	0	0	0	0
海老名市	914	0	914	914	0	914	0	0	0	0	0	0
座間市	0	0	0	608	0	608	0	0	0	0	0	0
南足柄市	2,367	0	2,367	2,367	0	2,367	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	293	0	293	293	0	293	0	0	0	0	0	0
市(除指定都市)計	13,373	-207	13,166	174,310	-4,179	170,131	362	0	362	857	0	857
市計	35,959	-937	35,022	1,037,449	-16,081	1,021,368	582,439	-150,547	431,892	1,434	-223	1,211
葉山町	88	0	88	88	0	88	0	0	0	0	0	0
寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大磯町	0	0	0	483	481	964	0	0	0	0	0	0
二宮町	0	0	0	497	0	497	0	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	909	0	909	1,253	-519	734
大井町	0	0	0	192	0	192	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	0	2,522	7,727	10,249	7,986	-1,488	6,498	8,203	0	8,203
山北町	12,718	0	12,718	12,718	0	12,718	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	17,596	0	17,596	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	1,702	0	1,702	0	0	0	0	0	0
湯河原町	4,332	0	4,332	4,332	0	4,332	0	0	0	0	0	0
愛川町	0	0	0	2,245	0	2,245	0	0	0	0	0	0
清川村	2,998	0	2,998	2,998	0	2,998	0	0	0	0	0	0
町村計	20,136	0	20,136	45,373	8,208	53,581	8,895	-1,488	7,407	9,456	-519	8,937
県(除指定都市)計	33,509	-207	33,302	219,683	4,029	223,712	9,257	-1,488	7,769	10,313	-519	9,794
県計	56,095	-937	55,158	1,082,822	-7,873	1,074,949	591,334	-152,035	439,299	10,890	-742	10,148

項目 市町村名	20.基金											
	(1)土地開発基金(地積 m ²)									(2)その他の基金(地積 m ²)		
	山林			その他			計			宅地		
	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高
横浜市	11,810	-11,810	0	0	0	0	592,863	-162,594	430,269	6,602	0	6,602
川崎市	0	0	0	0	0	0	1,010	239	1,249	0	0	0
相模原市	0	0	0	470	0	470	1,061	-225	836	314	0	314
指定都市計	11,810	-11,810	0	470	0	470	594,934	-162,580	432,354	6,916	0	6,916
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌倉市	0	0	0	271	22	293	271	22	293	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秦野市	0	0	0	0	0	0	1,219	0	1,219	0	0	0
厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海老名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市(除指定都市)計	0	0	0	271	22	293	1,490	22	1,512	0	0	0
市計	11,810	-11,810	0	741	22	763	596,424	-162,558	433,866	6,916	0	6,916
葉山町	4,814	0	4,814	0	0	0	4,814	0	4,814	0	0	0
寒川町	0	0	0	8,214	0	8,214	8,214	0	8,214	0	0	0
大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中井町	17	0	17	84	0	84	2,263	-519	1,744	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	2,758	-777	1,981	1,719	0	1,719	20,666	-2,265	18,401	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	7,589	-777	6,812	10,017	0	10,017	35,957	-2,784	33,173	0	0	0
県(除指定都市)計	7,589	-777	6,812	10,288	22	10,310	37,447	-2,762	34,685	0	0	0
県計	19,399	-12,587	6,812	10,758	22	10,780	632,381	-165,342	467,039	6,916	0	6,916

項目 市町村名	20.基金											
	(2)その他の基金(地積 m ²)											
	田畑			山林			その他			計		
	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高	2年度末 現在高	3年度中 増減高	3年度末 現在高
横浜市	7,869	-1,058	6,811	8,157	0	8,157	3,181	0	3,181	25,809	-1,058	24,751
川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	6,129	0	6,129	29,752	0	29,752	966	0	966	37,161	0	37,161
指定都市計	13,998	-1,058	12,940	37,909	0	37,909	4,147	0	4,147	62,970	-1,058	61,912
横須賀市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平塚市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小田原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
逗子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三浦市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秦野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚木市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大和市	0	0	0	0	0	0	35,343	0	35,343	35,343	0	35,343
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海老名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市(除指定都市)計	0	0	0	0	0	0	35,343	0	35,343	35,343	0	35,343
市計	13,998	-1,058	12,940	37,909	0	37,909	39,490	0	39,490	98,313	-1,058	97,255
葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寒川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	15,818	0	15,818	0	0	0	15,818	0	15,818
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	0	0	0	15,818	0	15,818	0	0	0	15,818	0	15,818
県(除指定都市)計	0	0	0	15,818	0	15,818	35,343	0	35,343	51,161	0	51,161
県計	13,998	-1,058	12,940	53,727	0	53,727	39,490	0	39,490	114,131	-1,058	113,073



政策局自治振興部市町村課行政グループ
横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話 (045) 210-1111 (代表)